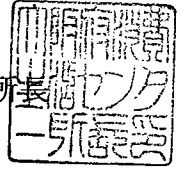


消セ第 1213 号
令和 2 年 6 月 24 日

大阪府教育庁 私学課長 様

大阪府消費生活センター



若者向け消費者教育・啓発事業の実施にかかる協力について（依頼）

日頃から、消費者教育の推進について格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 6 月に成年年齢を 18 歳に引き下げる改正民法が成立し、令和 4 年 4 月に施行されるため、若年者への消費者教育がより一層重要なものとなっています。

当センターでは、社会経験の少ない若者の消費者被害を未然に防止するため、より多くの高校生に消費者問題に関心を持ってもらい、知識を身に付けてもらうよう消費者教育・啓発が必要であると考えております。特に在学中に成年となる高校生に対する実践的な消費者教育を推進するため、消費者教育教材を活用した授業の実施及び、「消費者教育コーディネーター」や消費生活相談員などの実務経験者の学校教育現場での活用を重点的に取り組むこととしています。

については、消費生活センターにおいて、「消費者教育コーディネーター」を設置し学校における消費者教育を支援するとともに、消費者庁の「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」を活用した「消費者教育教材活用推進事業」を別紙のとおり実施しますので、本事業の趣旨を御理解いただき、各高等学校への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

・大阪府消費生活センター 五味

電 話 06-6612-7500

E-Mail GomiKe@mbox.pref.osaka.lg.jp

・事業の申込み・問合せ先

(公財) 関西消費者協会 電話 06-6612-2330

若者向け消費者教育・啓発事業

○消費者教育教材活用推進事業

(1)事業内容

大阪府内にある高等学校に、消費生活相談員などの実務経験者を講師として派遣し、消費者教育教材を活用した授業等を実施します。

(趣旨)

平成30年2月に、若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議において決定された「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」では、実践的な消費者教育の取組の推進には、実務経験者（消費生活相談員、弁護士、金融経済教育の実務者等）の有する知識や経験を学校現場で活用することが効果的であるとされています。2022年4月の成年年齢引下げまでに、大阪府内全ての生徒が消費者教育を受けることができるよう支援します。

(2)支援内容

消費者教育の授業等に実務経験者を講師として派遣します。事業実施にあたっては、別途、内容確認させていただきます。(実施予定回数8回)

(3)実施時期 令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

(4)参考資料・消費者教育教材を使った講師派遣事業チラシ(別添1)

・消費者教育教材を使った講座内容の例(別添2)

(5)問合わせ・申込み

(公財)関西消費者協会(事業委託先)

電話 06-6612-2330

FAX 06-6612-0090

メール staff@kanshokyo.jp

○消費者教育コーディネーター

(1)消費者教育コーディネーターの役割

消費者教育コーディネーターは、消費者教育を担う多様な関係機関や担い手をつなぐため、消費者教育に関する専門的な知識を持ち、間に立って調整を行うコーディネーター的な役割を担っています。

(2)支援内容

消費者教育の授業や教材研究の実施、講師依頼など、消費者教育に関する様々な相談を受け、サポートをさせていただきます。

(3)参考資料・「『消費者教育コーディネーター』に相談してください」チラシ(別添3)

(4)問合わせ・申込み

大阪府消費生活センター

電話 06-6612-7500

FAX 06-6612-0090

メール shohiseikatsu-center@sbox.pref.osaka.lg.jp